等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金についてはC に準ずるものとする。

F　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金についてはC に準ずるものとする。

G　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち地域し尿処理施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が

等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金についてはC に準ずるものとする。

F　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金についてはC に準ずるものとする。

G　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち地域し尿処理施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が